

裁判員法施行3周年にあたっての会長談話

本日、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（いわゆる裁判員法）が施行されて満3年が経過し、同法附則による裁判員法の検証時期を迎えた。

この間、裁判員や補充裁判員を務めた市民が3万人に達しようとしている。裁判員経験者の声からは、裁判員裁判で市民自らが犯罪そのものと向き合って犯罪の背景や要因を考え、再犯防止のために求められているものが何かを考える契機となっていることが窺える。

また、裁判員裁判が始まったことにより、直接主義・口頭主義の実質化が推進され、これまでの供述調書に頼っていたいわゆる調書裁判が公判中心主義に移行しつつあり、無罪推定の原則など刑事裁判の原則が尊重される傾向が現れている。

当会においては、裁判員制度の普及のために、中学校や高等学校における裁判員裁判の模擬評議等を主催するなどの法教育を実践してきた。あわせて、裁判員裁判における弁護活動の研修に取り組むとともに、実際の裁判員裁判の情報収集とその検証作業、裁判員経験者との交流会の開催など、よりよい制度への改革に向けた取り組みを続けている。

これからの刑事司法改革の課題としては、①公訴事実等に争いのある事件で被告人側の請求がある事件も裁判員対象事件に加えること、②公判前整理手続における全面的証拠開示の実現、③裁判員非対象事件についても被告人側に公判前整理手続に付すことの請求権を認めること、④裁判員の守秘義務を緩和すること、⑤市民が裁判員や補充裁判員として参加する際の心理的負担軽減のために適切な措置、⑥より充実した公判審理を実現するために被疑者段階から複数名の国選弁護人を選任すること、⑦死刑の判断は全員一致を要件とすること、⑧被告人が少年である場合の公判審理のあり方、⑨検察官控訴の禁止、などが挙げられている。

当会は、今後とも、これらの活動を継続しつつ、よりよい刑事司法を実現するために、3年後検証を踏まえた裁判員法の改正及び刑事訴訟法の改正に向けて、尽力する所存である。

2012年5月21日

東京弁護士会会長 斎藤 義房

「東電女性社員殺人事件」の再審開始決定に関する会長声明

東京高等裁判所第4刑事部は本日、「東電女性社員殺人事件」に関するゴビンダ・プラサド・マイナリ氏の再審請求につき、再審開始及び刑の執行停止を決定した。

この事件は、1997（平成9）年3月に東京都渋谷区のアパートで女性の死体が発見されたことにつきマイナリ氏が強盗殺人の罪を問われたものである。

当初から一貫して無実を訴えるマイナリ氏に対し、一審の東京地方裁判所は2000（平成12）年4月にマイナリ氏を無罪としたが、同年5月に記録の送付を受けたばかりの東京高等裁判所は再勾留の決定をした。そして、同年12月に二審の東京高等裁判所が無期懲役の逆転有罪判決を言い渡し、2003（平成15）年10月に最高裁判所がマイナリ氏の上告を棄却して東京高等裁判所の有罪判決が確定した。

このためマイナリ氏は2005（平成17）年3月に東京高等裁判所に対して再審請求をし、請求からまる7年を経てこの度の再審開始決定に至った。

マイナリ氏は、この間十数年にわたり身体拘束された状

態におかれたものであり、マイナリ氏はもとよりその家族の精神的・肉体的苦痛は計り知れないものがある。

本日の再審開始決定は、被害者の身体に残されていた体液等について再審請求後に実施されたDNA型鑑定の結果等をふまえ、マイナリ氏を犯人とするには合理的な疑いが残るとして再審開始を決定したものであり、科学的な鑑定を虚心坦懐に見つめ、“疑わしきは被告人の利益に”という刑事裁判の鉄則を貫いたものとして極めて妥当なものであると考える。また、今回の決定を踏まえて、科学捜査の一層の充実が望まれる。

当会は、検察官に対し、本日の再審開始決定について異議申立をしないよう求めるとともに、冤罪事件の救済、無用の身体拘束からの解放に向けてより一層の努力をしていく所存である。

2012年6月7日

東京弁護士会会長 斎藤 義房